

令和8年9月1日から規制が始まりました



川や池に放さないで！



マーレーコッド

©JWRC



ブルーギル

©JWRC

©JWRC なかがわ水遊園撮影協力



ロングイヤーサンフィッシュ

パンプキンシードサンフィッシュ

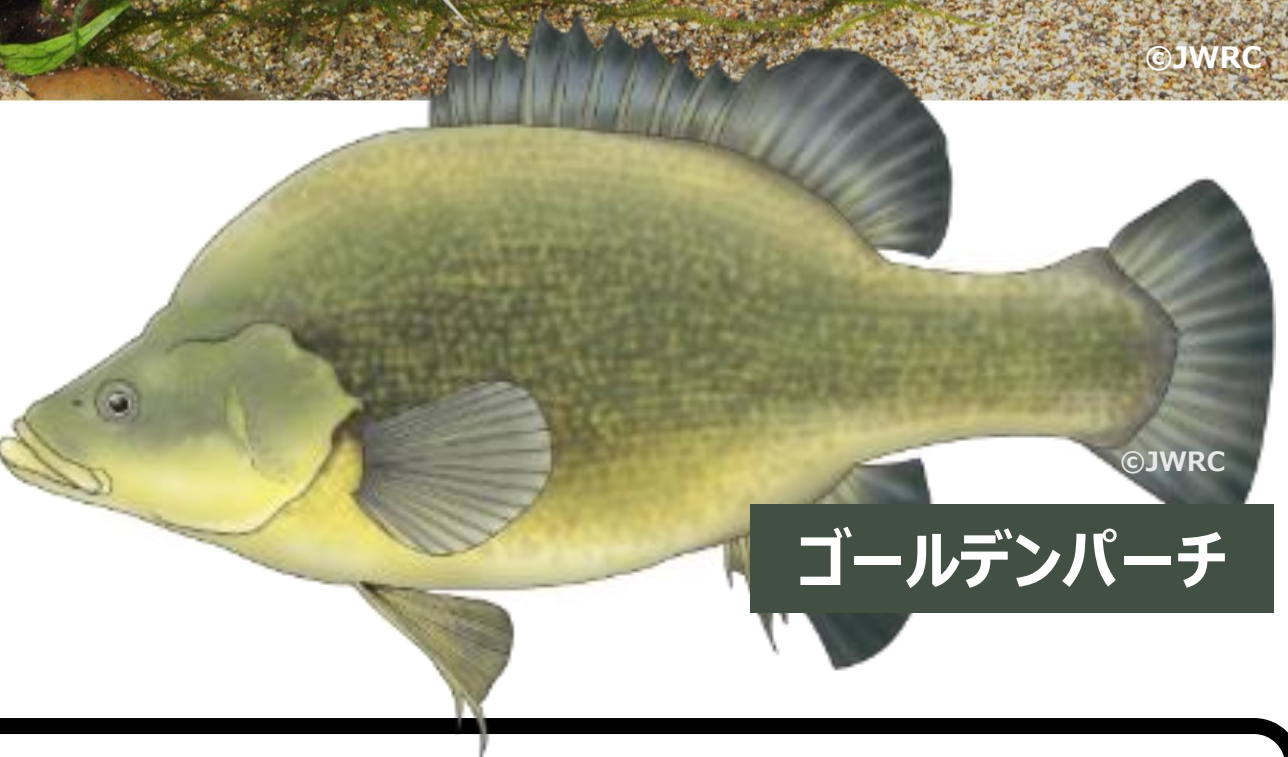


©JWRC なかがわ水遊園撮影協力

コウライオヤニラミ



©森宗智彦



ゴールドンパーチ

©JWRC

特定外来生物に指定されると、原則として

飼養・運搬・販売・譲渡・輸入・放出

などの行為が禁止されます。

！ 現在飼育している方へ ！

- ▶ 愛玩または鑑賞目的で飼育している魚は許可を受けることで引き続き飼育できます。
- ▶ 規制開始後も飼育を続ける場合は、令和8年9月1日から6か月以内（令和9年2月28日まで）に許可申請手続きを行ってください。
※費用はかかりません
- ▶ 決して川や池に放したりせず、寿命を迎えるまで大切に飼育してください。

特定外来生物を**野外などに放つことは違法行為**であり、**重い罰則が科されます。**



外来生物法に基づき、令和8年9月1日から **特定外来生物**として**規制が開始**されました。

新たな規制対象種

- ▶ブルーギル以外のブルーギル属に属する種
- ▶ブルーギル属に属する種とブルーギル属に属する他の種の交雑により生じた生物
- ▶マーレーコッド
- ▶ゴールデンパーチ
- ▶オヤニラミ属に属する種のうちオヤニラミ以外の種

※特定外来生物とは…生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法によって規定された外来生物



現在飼育されている方へ

※規制開始以降、
新たに**購入・飼育**する
ことはできません！



飼養等に関する手続き
詳細はこちら

規制開始後も**許可を受けることで**飼い続けることができます。

- ① **最後まで責任をもって**飼育してください。
 - ・ 特定外来生物は、飼い始めたら最後まで責任を持って飼育しましょう。飼えなくなったからといって、野外などに放してはいけません。
 - ・ 許可対象となるのは、既に飼育している個体に限ります。繁殖させることはできません。
- ② 川や池などの**野外などに放さないでください**。
 - ・ 一度放された特定外来生物は繁殖し、地域の生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあります。絶対に野外へ放流しないでください。
- ③ **許可を受けた水槽や飼育施設から逃がさないでください**。
 - ・ 大雨や地震などによる逸出にも注意が必要です。水槽のふたや設備を定期的に点検し、逃げ出さないよう適切に管理してください。
- ④ **飼養等許可証は大切に保管**してください。
- ⑤ 家族や知人に**許可なく譲ることはできません**。
 - ・ 特定外来生物は、許可なく譲渡しや運搬ができません。譲ったり引き取ってもらったりする前に、法令や手続きについて確認してください。

**ご不明な点は、お住まいの地域を管轄する環境省の各地方環境局
野生生物課にご相談ください。※下記QRコードをご参照ください。**



販売店・ペットショップ の方へ

特定外来生物に指定された生物は、輸入や販売、保管、運搬、譲渡し、野外などに放すといったことなどが禁止されます。したがって、規制開始後は**販売だけでなく、ショップ間での譲渡しや、お客様からの引き取りもできません**。

ご不明な点は、お店の所在地域を管轄する環境省の各地方環境局 野生生物課にご相談ください。※下記QRコードをご参照ください。

外来生物法に基づく特定外来生物について

⚠規制

特定外来生物は、飼育・運搬・保管・輸入・販売・譲渡・野外などに放つことなどが規制されます。

⚠許可申請

特定外来生物に指定される前から、愛玩または鑑賞目的として飼育している個体は、その個体に限り、許可を受けて飼い続けることができます。許可申請を得るためには、定められた飼育施設の条件が整っている必要があります。

⚠罰則

違反行為には、個人の場合、最大で300万円の罰金もしくは3年間の懲役、法人の場合は最大で1億円の罰金が科されますので、ご注意ください。

生き物は最後まで責任をもって適切に
飼育しましょう。



詳しい規制内容 お問い合わせ

